

議案第 7 号

京田辺市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

京田辺市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、選挙長等に対する報酬の支給方法の見直しを図るため、提案するものである。

京田辺市条例第　　号

京田辺市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年京田辺市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「終了した日から10日以内」を「期日の属する月の翌月の末日まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この条例による改正後の京田辺市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示又は告示される選挙等について適用し、同日の前日までにその期日を公示又は告示された選挙等については、なお従前の例による。

京田辺市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
(報酬) 第2条 (略) 2 前項の報酬は、当該選挙等の <u>期日の属する月の翌月の末日</u> までに支給する。	(報酬) 第2条 (略) 2 前項の報酬は、当該選挙等の <u>終了した日から10日以内</u> に支給する。	選挙長等の報酬の支給方法の見直しに伴う改正